

板橋キャンパス跡地活用事業での地域生活支援拠点事業の実施等について

板橋キャンパス跡地活用事業は、東京都が実施する地域の福祉インフラ整備事業で、都営地である板橋キャンパス跡地(栄町35-2)を活用し、地域の福祉ニーズを踏まえた高齢、障がい、防災分野に関する施設の整備を促進するものである。

障がい者施設の整備については、令和6年3月に都と区が連携して整備・運営法人を選定した後、区では当該法人と協議を重ね、今般、地域生活支援拠点事業の実施等について明記した協定の締結に至った。引き続き、令和9年3月の施設開設をめざし、準備を進めていく。

1 施設の基本情報

所在地	板橋区栄町35番2号
敷地面積	計 1537.39 平方メートル
提供サービス	①共同生活援助(グループホーム) 定員15人 ②短期入所(ショートステイ) 定員4人 ③生活介護 定員20人 (うち重症心身障害者通所事業 定員5人) ④相談支援
整備・運営法人 (協定の相手方)	法人名 社会福祉法人 南風会 所在地 東京都青梅市新町一丁目8番2号

2 地域生活支援拠点としての機能・役割

当該施設での地域生活支援拠点事業の実施にあたり、次の規定を協定書に定めた。

- (1) 共同生活援助の1床を板橋区民が共同生活援助を体験する機会や場として活用するものとする。
- (2) 短期入所は緊急時の受入れに対応するものとし、板橋区又は特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所を含む)からの受入れ要請があった場合は、当該要請への対応に努めるものとする。
- (3) 板橋区が開催する地域生活支援拠点に係る会議体等に参加し、事業活動の報告や意見を述べるものとする。

3 その他の主な協定内容

- (1) 施設で提供するサービスは、板橋区民が優先して利用することができるよう努めるものとする。
- (2) 短期入所では、日常生活を送るうえで医療的ケア(たんの吸引や経管栄養等)が必要な障がい者に対応するものとする。
- (3) 近隣住民との良好な関係を構築するよう努めるものとする。